

③ 健やか生活習慣国民運動推進会議(仮称)の設置

- 運動、食生活、禁煙を柱とする生活習慣病予防や、生活習慣の積み重ねが影響する高齢期における介護予防を国民運動として展開していくことを目指し、健やか生活習慣国民運動推進会議(仮称)を設置する。そのため、まず、所要の準備会議を置く。

・
・
・

Ⅱ 医療費適正化に向けた総合的な対策の推進

(1) 中長期的な医療費の適正化

中長期的に医療費の適正化を行うため、国が示す参酌標準の下で、三計画との整合性を図る形で都道府県が医療費適正化計画(仮称)を策定し、一定期間後に計画推進効果を検証しつつ、医療費の適正化に取り組む仕組み(都道府県医療費適正化計画制度)を導入する。

① 計画の策定、実施、検証、実施強化、実績評価の流れ

・
・
・

(平成27(2015)年度における医療費適正化の実質的な成果を目指す政策目標(全国目標))

- i 糖尿病等の患者・予備群の減少率
・・・平成20(2008)年と比べて25%減少させる。
- ii 平均在院日数の短縮日数
・・・全国平均(36日)と最短の長野県(27日:計画策定時に固定)との差を半分に縮小する。

※ i及びiiの目標と併せて、これらを実現するための具体的な取組レベルでの目標も示す。

例) iについては、糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の実施率

iiについては、在宅等での看取り率、地域連携クリティカルパス実施率、病床転換数 等

・
・
・

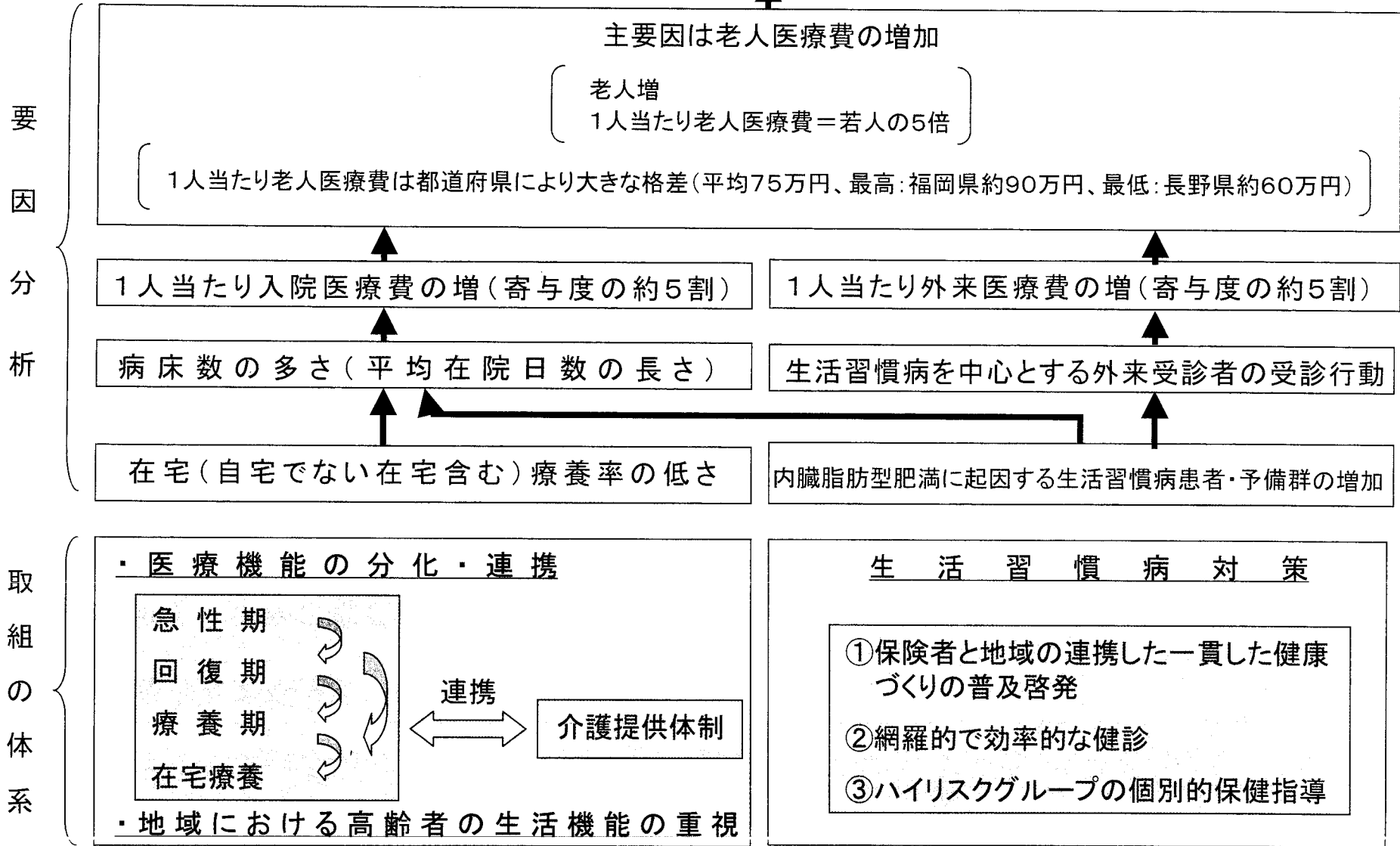
② 医療保険者による保健事業の本格実施

- 国保及び被用者保険の医療保険者に対し、40歳以上の被保険者及び被扶養者を対象とする、糖尿病等の予防に着目した健診及び保健指導の事業を計画的に行うことを義務づける。あわせて、実施結果に関するデータ管理を義務づける。

(参考2) 中長期的な医療費適正化の推進について

医療費増加の構図

医療費の増加



中長期的な医療費適正化方策

医療制度改革大綱(抄)

医療費適正化計画の推進

(1) 計画の策定

国の責任のもと、国及び都道府県等が協力し、生活習慣病対策や長期入院の是正などの計画的な医療費適正化に取り組む。

医療費適正化計画の策定の手順・内容は、次のとおりとする。

- ・国は、中長期的な医療費適正化のための基本方針を策定する。基本方針では、糖尿病等の患者・予備群の減少率や平均在院日数の短縮に関する政策目標の全国標準を定める。
- ・国及び都道府県は、基本方針に即して、それぞれ、医療費適正化計画(5年間)を策定する。
- ・政策目標の実現の効果として達成される医療費の見通しを、国レベル、都道府県レベルで定める。

(2) 計画の推進のための措置

国は、都道府県医療費適正化計画の実現に資するよう、診療報酬体系の見直しや病床転換を進めるための医療保険財源を活用した支援措置を講ずる。

(3) 計画の達成の検証

国及び都道府県は、計画終了時において、政策目標の達成状況を検証する。その結果を踏まえ、国は、都道府県の計画達成を支援する。また、都道府県別の診療報酬の特例について、国と都道府県で協議し、国が措置する。その際、都道府県間において給付に不適切な格差が生じないように配慮する。

中長期的な医療費適正化方策の基本的考え方

- ◎ 平成20年度を初年度とする医療費適正化計画(5年計画)において、政策目標を掲げ、医療費の伸びを適正化
- ・ 生活習慣病予防の徹底 → 政策目標:生活習慣病有病者・予備群を25%減少 (平成27(2015)年度)
 - ・ 平均在院日数の短縮 → 政策目標:全国平均(36日)と最短の長野県(27日)の差を半分に縮小 (同上)

国

共同作業

都道府県

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国医療費適正化計画・医療費適正化基本方針の作成 ○ 都道府県における事業実施への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平均在院日数の短縮に資する診療報酬の見直し ・ 医療提供体制の整備 ・ 人材養成 ・ 病床転換に関する財政支援 ○ 計画の進捗状況の評価(中間年・平成22年度)、実績の評価(最終年の翌年・平成25年度) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県医療費適正化計画の作成 ○ 事業実施 <ul style="list-style-type: none"> (生活習慣病対策) ・ 保険者事業(健診・保健指導)の指導 ・ 市町村の啓発事業の指導 (在院日数の短縮) ・ 医療機能の分化・連携の推進、在宅医療の推進 ・ 病床転換の支援 ○ 計画の進捗状況の評価(中間年・平成22年度)、実績の評価(最終年の翌年・平成25年度) |
|---|--|

実績評価の結果を踏まえた措置

- 都道府県に配慮して診療報酬を定めるように努める ← ○ 診療報酬に関する意見を提出することができる
- 都道府県と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができる
※設定にあたっては中医協において審議
- 保険者・医療機関に対する必要な助言又は援助等

(※)については中間年における進捗状況の評価時と同様

保険者

- 保険者に、40歳以上の加入者に対して、糖尿病等に着目した健康診査及び保健指導の実施を義務付け

医療費適正化計画の仕組み

医療費適正化基本方針

- ・都道府県医療費適正化計画の目標の参酌標準
- ・都道府県医療費適正化計画の作成、評価に関する基本的事項 等

全国医療費適正化計画(期間5年)

- ・国が達成すべき目標
 - －国民の健康の保持の推進に関する目標
 - －医療の効率的な提供の推進に関する目標
- ・目標達成のために国が取り組むべき施策
- ・保険者、医療機関その他の関係者の連携・協力
- ・計画期間の医療費の見通し 等

都道府県医療費適正化計画(期間5年)

※市町村と協議

- ・都道府県における目標
 - －住民の健康の保持の推進に関する目標
 - －医療の効率的な提供に関する目標
- ・目標達成のために都道府県が取り組むべき施策
- ・保険者、医療機関その他の関係者の連携・協力
- ・計画期間の医療費の見通し 等

※健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画との調和規定

進捗状況の評価(計画策定年度の翌々年度)

- ・全国医療費適正化計画、都道府県医療費適正化計画の進捗状況の評価、結果を公表
- ・都道府県から厚生労働大臣に対し診療報酬に関する意見を提出することができる

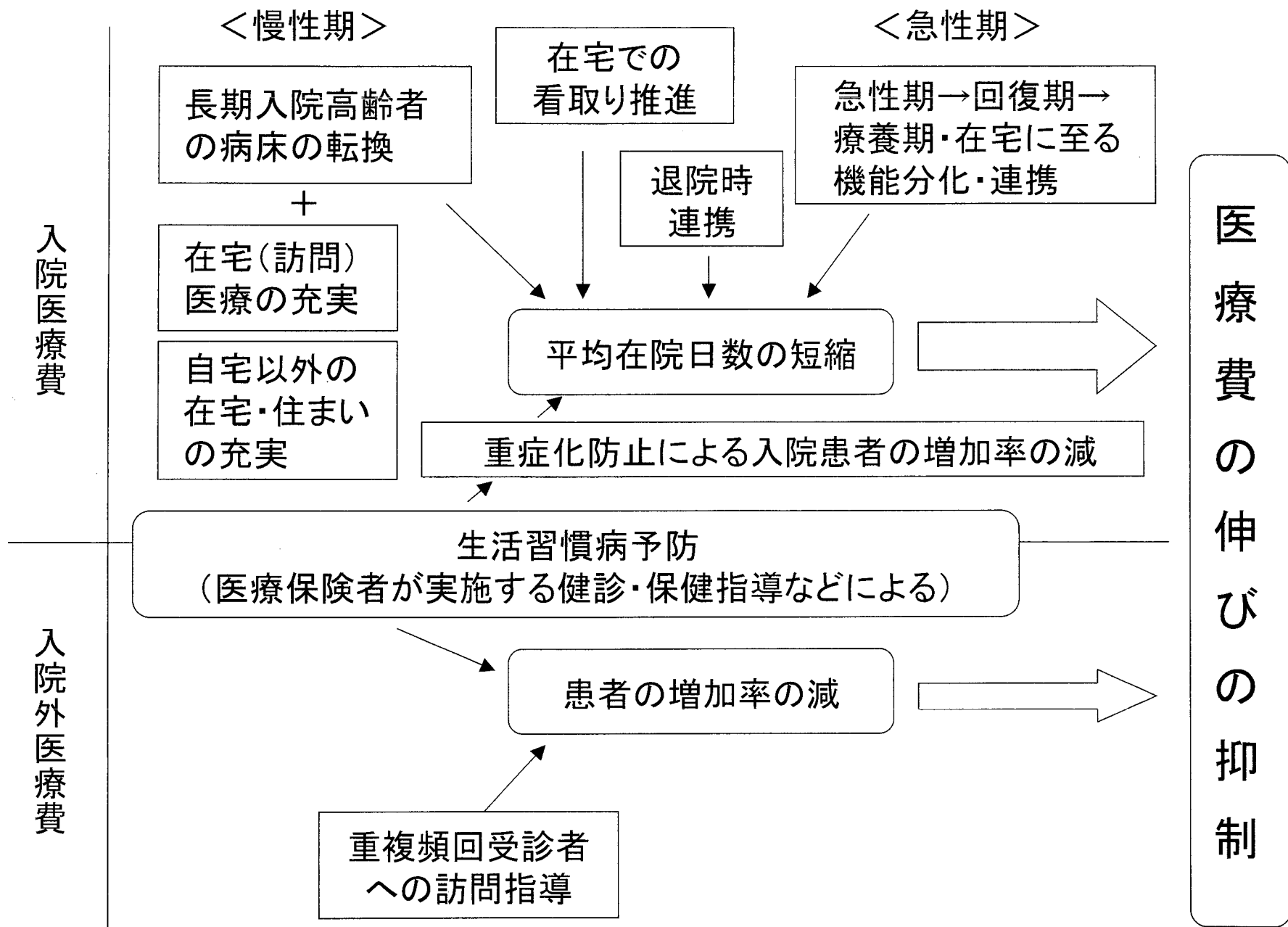
実績の評価(計画終了年度の翌年度)

- ・全国医療費適正化計画、都道府県医療費適正化計画の目標の達成状況等の評価、結果を公表
- ・都道府県から厚生労働大臣に対し診療報酬に関する意見を提出することができる
- ・厚生労働大臣は、都道府県知事と協議の上、適切な医療を効率的に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲で、都道府県の診療報酬の特例を設定することができる

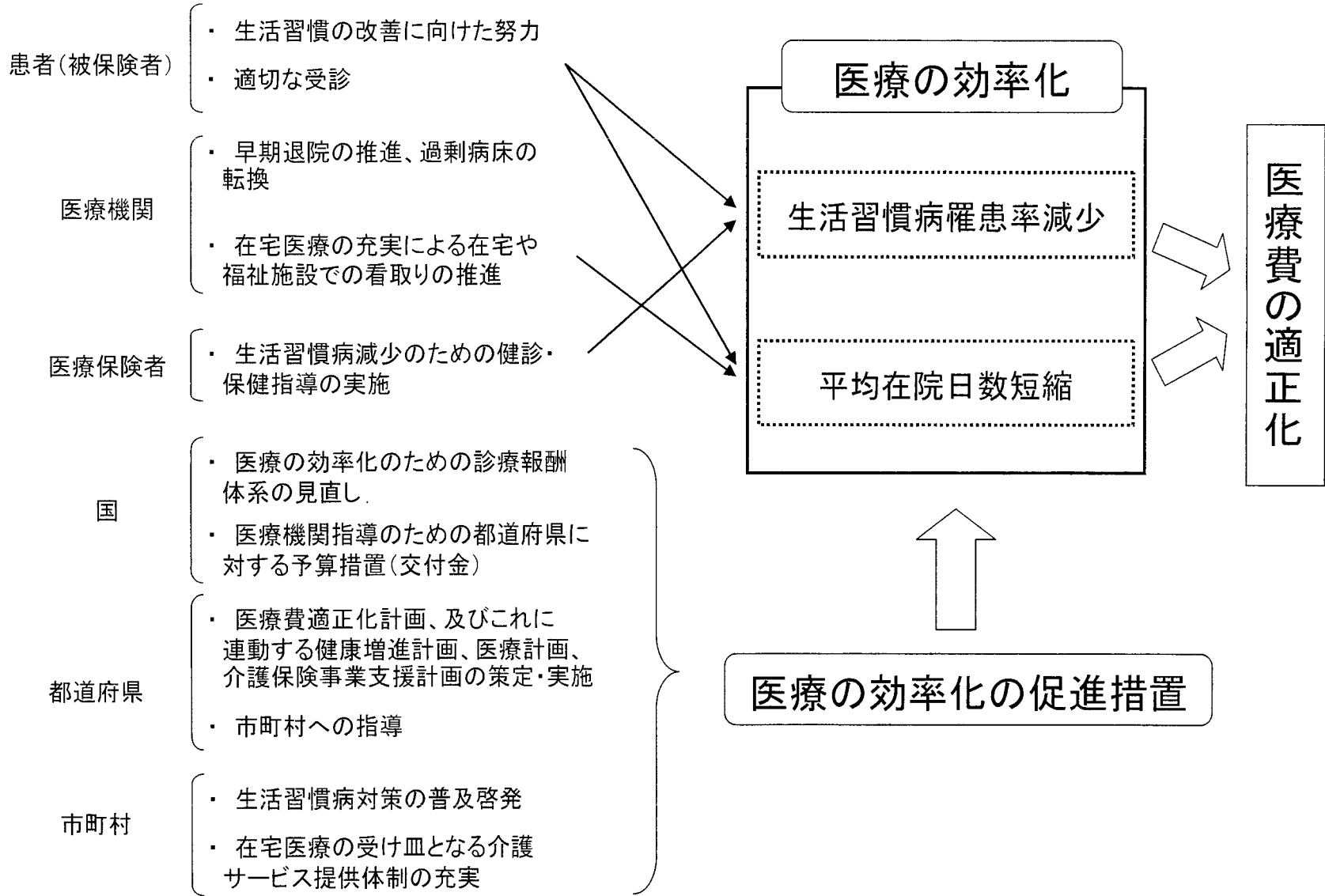
保険者・医療機関
に対する
必要な助
言又は援
助等

医療費適正化計画の作成・評価のため、保険者にレセプト情報の提供を義務づけ、国は調査・分析を行い、結果を公表

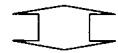
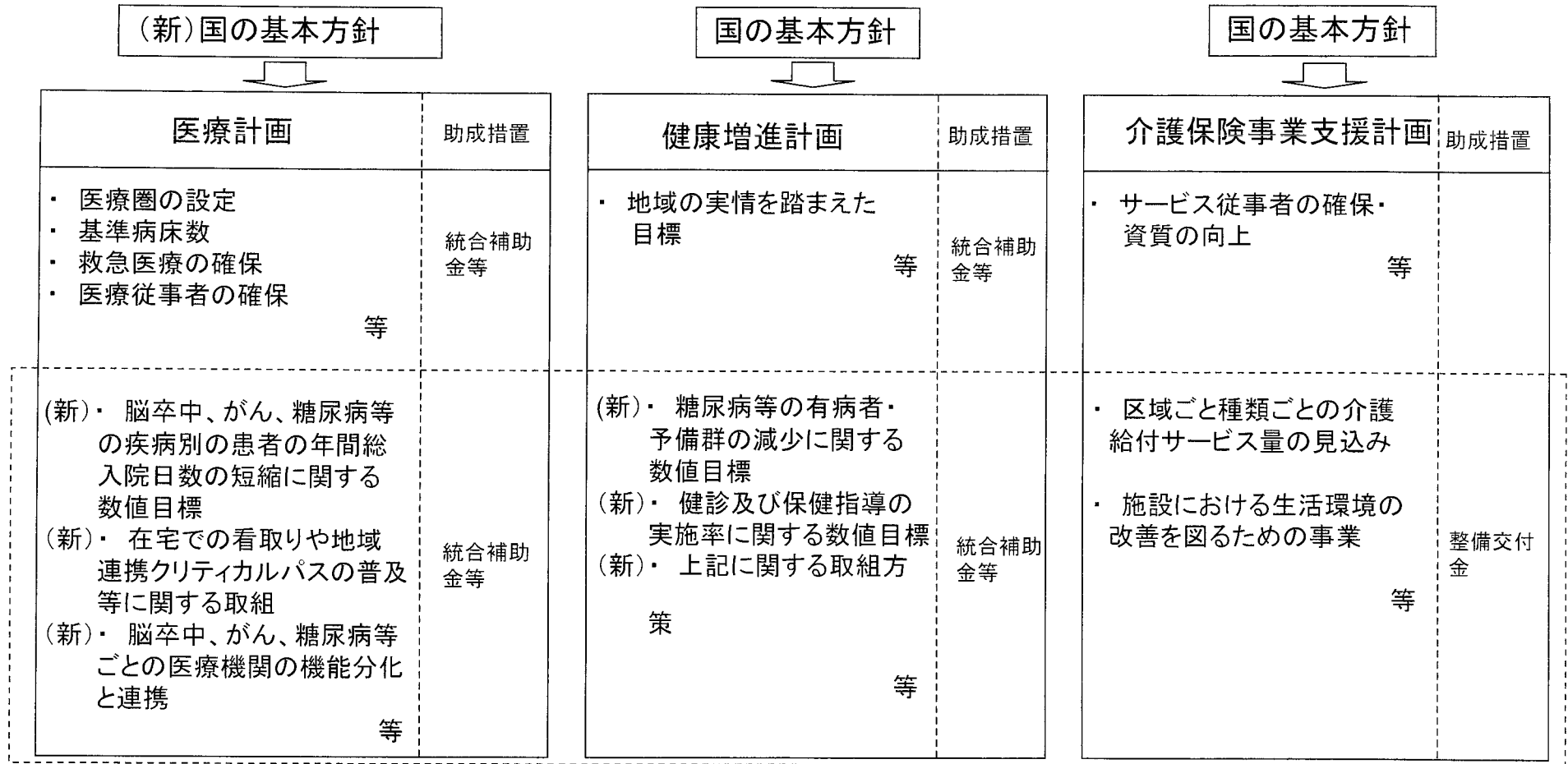
各種取組と医療費適正化の関係



関係当事者全員参加による医療費適正化



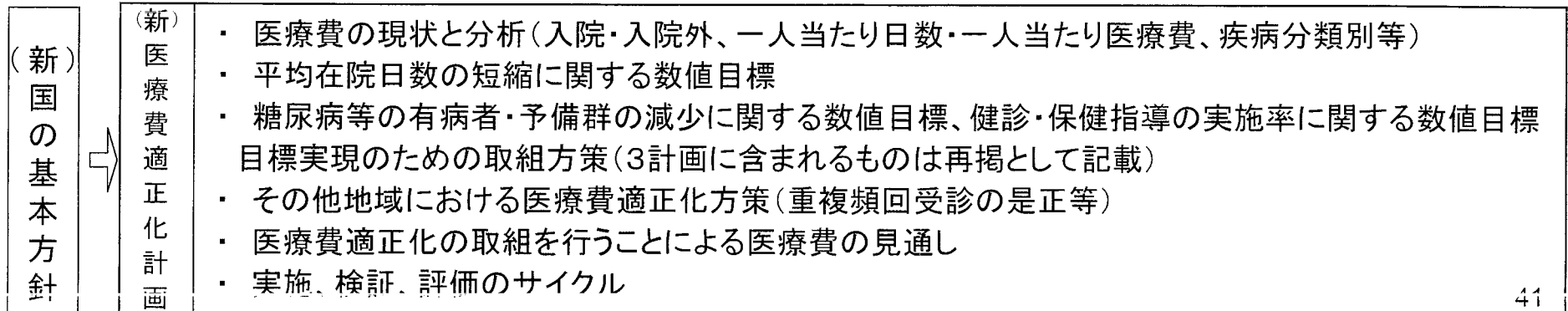
3計画と医療費適正化計画との関係



相互に整合



相互に整合



各種計画に関する今後のスケジュール(イメージ)

